

文化振興基金による美術品等購入手続きについて

平成25年12月 文化振興課

前回の部会で報告いたしました文化振興基金による美術品購入手続きにつきまして、その後さらに内部で検討を重ねましたところ、以下の点（**太字部分**）について追記・修正いたしましたので、再度ご報告いたします。

1 手続きの流れ

- ・ 各館基本方針に基づき、購入希望対象品を選定 (各館)
- ↓
- ・ 委員または専門家に意見を聴取 (各館)
(価格、真贋、学術的価値など)
- ↓
- ・ **購入年度の当初予算案に計上** (文化振興課)
- ↓
- ・ 財政課協議 (文化振興課・各館)
- ↓
- ・ 購入委員会において審査 (各館)
(価格、真贋、收藏の必要性など)
- ↓
- ・ 購入の事務処理 (文化振興課・各館)
- ↓
- ・ 審議会(当部会)へ購入実績の報告 (文化振興課・各館)

2 購入協議の時期について

- ・ **基金を取り崩した上で、購入年度の一般会計当初予算に計上する**事務処理について、初年度の**26年度にできるだけすみやかに購入できるよう**可能な協議日程を検討している。
- ・ **27年度以降は26年度**の状況を踏まえ、時期を定めた協議及び随時の協議が行えるよう対応したい。